

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	中小企業退職金共済等事業に必要な経費		担当部局庁	労働基準局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	勤労者生活課	木原 亜紀生			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定		施策名	II-2-8 勤労者生活の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人通則法第46条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中小企業退職金共済制度は、(独)勤労者退職金共済機構において、中小企業を対象として退職金共済事業を運営するものであり、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者に退職金制度を確立しようとするものである。第3次補正予算により本事業を拡充し、被災地域において、退職金を確実に支給するため、退職した被共済者及びその遺族に対して請求勧奨を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	対象地域: 東日本大震災による津波被害が甚大であった地域及び東京電力福島第一原発の事故による避難区域 実施する対策: 退職した被共済者及び死亡した被共済者の遺族(以下「被共済者等」という。)に対する退職金の請求勧奨 ①被共済者等の所在等の調査 ②①で把握した被共済者等に対する請求勧奨							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位: 百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	6,535			24	6,559			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
所在等を把握した被共済者等への請求勧奨	%	100						
単位当たりコスト	396 (円/ )		算出根拠	①請求勧奨に係る経費 28,213,000円 ②請求勧奨件数 71,217件 ①÷②= 396円				
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「復興への提言」中、第2章(4)の①の「雇用に関してまず急を要するのは、被災地における雇用危機への対応である。仕事を失った人が失業給付をすみやかに受け取れるようにする。」に該当する。 また「東日本大震災からの復興の基本方針」中、5の(2)②(i)の「復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・態勢の強化等を行う」に該当する。 以上のとおり、整合性がとれている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				中小企業退職金共済制度の退職金受給対象者の中には、退職金を請求できることを知らない、退職金の請求手続きを知らない、退職金の請求の際に必要な連絡を取り合えない などにより、退職金が請求できない方が存在することが想定される。退職金を受給できないがために生活の立て直しが遅れることなどから、本事業は優先的に行うべきものである。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				被災被共済者等の個々の状況に応じた請求勧奨を行うことで、通常の周知広報活動よりも高い効果を挙げることができ、支給対象者に退職金を確実に支給することができる。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				(独)勤労者退職金共済機構が保有するデータを活用しつつ被共済者等の所在等の調査を行い請求勧奨を行うため、調査の効率性が高く、費用対効果に優れている。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業は、中小企業退職金共済制度を運用している(独)勤労者退職金共済機構でのみ実施できるものである。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				平成23年度当初予算等において、本事業の目的、事業概要と同様の事業はない。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				補正予算成立後、速やかに事業に着手することとしている。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。